

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立清陵情報高等学校長 永山 広克

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限中の有資格者は、本件物品購入契約に係る物品購入等の全部又は主要な一部を下請けし、受託し、又は保証人となることは認められていません。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類を添付し、令和 6 年 10 月 17 日（木）午後 4 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により令和 6 年 10 月 25 日（金）までに通知する。

(1) 契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式任意 資格確認申請書の登録印により証明を行うこと。）

5 入札書等の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 10 月 17 日（木）午後 4 時まで 福島県立清陵情報高等学校 事務室
なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和 6 年 11 月 1 日（金）午前 10 時 福島県立清陵情報高等学校 会議室
なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 11 月 1 日（金）午前 10 時 福島県立清陵情報高等学校 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 (2) に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知：第4号様式）の写し
- イ 委任状（第7号様式）・・・代理人が出席し入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

- ア 入札書には、1リットル当たりの単価を記載すること。なお、記載する単価は、政府補助金適用後の単価とすること。

ただし、当該単価は購入物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払い金額は、契約金額に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立清陵情報高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県立清陵情報高等学校長に令和6年10月7日（月）までに説明を求めることができる。

福島県立清陵情報高等学校長は、第2号様式により福島県立清陵情報高等学校ホ

ホームページに掲載する方法により令和6年10月11日（金）までに回答する。

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。但し、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 鉛筆書きによる入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む。）
- (6) 金額の記載がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 提出された入札書の単価を比較し、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者の指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書及び財務規則による。

17 当該購入等契約に関する事務を担当する部門は、上記5(1)と同じである。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。

第 1 号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県立清陵情報高等学校長
(ファクシミリ (0248) 72-5920)

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

(担当者職・氏名) ()

電話番号 (- -)
ファクシミリ (- -)

案件名	白灯油単価購入契約 予定数量 22,500リットル
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県立清陵情報高等学校長

案件名	白灯油単価購入契約 予定数量 22,500リットル
質 問 事 項	
回 答 事 項	

第 3 号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立清陵情報高等学校長

(〒 -)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和 6 年 1 0 月 1 日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 白灯油単価購入契約

予定数量 22, 500リットル

- 2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿 登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無

有 ・ 無

- 4 福島県内の支店又は営業所の名称等（申請者の住所が福島県内の場合は、記載不要）

名称

住所

電話番号

F A X 番号

- 5 添付書類

(1) 契約に従い確実に納品する旨の確約書

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県立清陵情報高等学校長

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名	白灯油単価購入契約	
及び数量	予定数量 22,500リットル	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見 積 書)

金 額		千	百	拾	円		拾銭	銭
(税抜)						・		

品 名 白灯油単価購入契約
予定数量 22,500リットル
納入場所 福島県立清陵情報高等学校
納入期限 契約締結日から令和7年3月31日までの期間で福島県立清陵情報高等学校長が指定する日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和6年11月1日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県立清陵情報高等学校長

※ 押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者

本件事務担当者

氏 名

氏 名

所属部署名

所属部署名

連絡先（電話番号）

連絡先（電話番号）

- 注) 1 入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込むこと（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと）。
- 2 1リットル当たりの単価（消費税を除く）を記入すること。
- 3 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 4 再度入札（見積）の場合は、入札書（見積書）の前に「再」と記入すること。
- 5 押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

第7号様式（代理人が出席する場合に必要）

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和6年11月1日に執行される「白灯油単価購入契約（予定数量：22,500リットル）」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和6年 月 日

福島県立清陵情報高等学校長

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
氏 名

印

(第3号様式と共に提出する書類の作成例・様式は任意)

確 約 書

令和 年 月 日

福島県立清陵情報高等学校長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

福島県立清陵情報高等学校が発注する「白灯油単価購入契約」について、単価購入契約締結の際は、納入期限を守り確実に納入することを確認します。